

公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学金
- (2) 高等学校再編整備特別奨学金
- (3) 短期大学奨学金
- (4) 大学奨学金
- (5) 産業教育振興奨学金
- (6) 交通遺児等奨学金

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子弟で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校奨学生
 - ア 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者
 - イ 勉学意欲があつて、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校及び中等教育学校の後期課程における修学が困難である者
- (2) 高等学校再編整備特別奨学生
別表右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から当該高等学校に通学することが困難なため、当該高等学校への進学に伴って保護者（原則、親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し、かつ、経済的理由によって高等学校における修学が困難である者
- (3) 短期大学奨学生
学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって短期大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者
- (4) 大学奨学生
学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）における修学が困難である者
- (5) 産業教育振興奨学生
高等学校の専門に関する学科に在籍した者で、学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学における修学が困難である者

(6) 交通遺児等奨学生

保護者が道路等における交通事故で死亡、負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等で、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校等並びに、大学、短期大学及び専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）における修学が困難である者

（貸与の期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した月から、貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

2 前項の期間中貸与する奨学金の月額、前条各号の資格に応じ、奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）について、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

| 区 | | 分 | 貸与月額 |
|---------------|-------|-------|---------|
| 高等学校奨学生 | 国公立 | 自宅通学 | 18,000円 |
| | | 自宅外通学 | 23,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 30,000円 |
| | | 自宅外通学 | 35,000円 |
| 高等学校再編整備特別奨学生 | 公立 | 自宅外通学 | 23,000円 |
| 短期大学奨学生 | 国公立 | 自宅通学 | 45,000円 |
| | | 自宅外通学 | 51,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 53,000円 |
| | | 自宅外通学 | 60,000円 |
| 大学奨学生 | 国公立 | 自宅通学 | 45,000円 |
| | | 自宅外通学 | 51,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 54,000円 |
| | | 自宅外通学 | 64,000円 |
| 産業教育振興奨学生 | 国公立 | 自宅通学 | 45,000円 |
| | | 自宅外通学 | 51,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 54,000円 |
| | | 自宅外通学 | 64,000円 |
| 交通遺児等奨学生 | 高等学校等 | 国公立 | 24,000円 |
| | | 私立 | 36,000円 |
| | 大学等 | 国公立 | 51,000円 |
| | | 私立 | 64,000円 |

3 前項の表に掲げる「自宅外通学」の適用を受ける者の範囲については別に理事長が定める。

4 第2項の奨学金は、無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書
- (2) 所得額課税額証明書

2 申請に当たっては、次の表の左欄に掲げる者にあつては、右欄に掲げる者を經由しなければならない。

| 左 欄 | 右 欄 |
|--|---|
| 高等学校等の入学希望者又は進級予定者で入学又は進級後に貸与を受けようとする者 | 在学する、又は卒業した、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）の長（ただし、県内の市町村立の中学校等においては、さらに、管轄する市町村教育委員会の教育長を經由するものとする。） |
| 大学等の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 在学する、又は卒業した高等学校等の長 |
| 高等学校等に在学中の者で貸与を受けようとする者 | 在学する高等学校等の長 |
| 大学等に在学中の者で交通遺児等奨学金の貸与を受けようとする者 | 在学する大学等の長 |

（貸与予約者）

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者（高等学校等及び大学等に在学中の者で貸与を受けようとする者を除く。）の中から専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、貸与予約者を決定し、入学又は進級前に、それぞれ前条第2項の表の右欄に掲げる者を經由して貸与予約者に通知する。

2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、選考委員会に諮って、理事長が決定する。ただし、前条に規定する貸与予約者を奨学生として採用する場合は、在学証明書等入学を証明する書類の提出を確認の上、これを決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは、在学する、高等学校等又は大学等（以下「学校」という。）の長を經由して奨学生に通知する。

（誓約書・奨学金借用証書）

第8条 前条の採用決定者については、公益財団法人鹿児島県育英財団の定める誓約書・奨学金借用証書を、在学する学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

2 前項書類を公益財団法人鹿児島県育英財団が指定する期日までに提出しなかった場合は、採用を取り消すものとする。

（奨学金の交付）

第9条 奨学金の交付については、前条の提出書類を確認の上、これを決定する。

2 奨学金は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生名義の預金口座に振り込む方法により交付する。ただし、特に必要があると認めるときは、在学する学校の長を經由し

て奨学生に交付することができる。

3 交付する時期については、別に定める。

(在学及び進級状況の確認)

第10条 奨学生は、毎学年度、在学する学校の長を通じて、在学及び進級状況の確認を受けなければならない。

(貸与の休止、取消し又は復活)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 転学（転出）又は転籍したとき。
- (3) 3か月以上欠席し、又は欠席するとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、在学する学校の長が成業の見込みがあると認める場合を除く。）。
- (4) 停学したとき。
- (5) 原級留置又は留学（特別な事情があると理事長が認める場合を除く。）
- (6) 休止の申出があったとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。

2 奨学金の貸与を休止する期間は、その事実が発生した日の翌月（月の初日に事実が発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。

3 奨学金の貸与を休止された者がその事由に該当しなくなった場合又は転学（転入）若しくは転籍が認められた場合は、奨学金の貸与を復活することができる。

4 奨学生が転学又は転籍した後に、引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合は、転学奨学金継続願を転出する学校の長及び転入した学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

5 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 卒業の見込みがないとき。
- (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (6) 第4条第1項に規定する期間満了前に卒業したとき。
- (7) 奨学生が死亡したとき。
- (8) 奨学金の貸与を取り消す必要があると理事長が認めたとき。

(異動事項の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度、異動届により、在学する学校の長を経て、速やかに理事長に届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）が届け出なければならない。

- (1) 通学区分を変更するとき。
 - (2) 連帯保証人を変更するとき。
 - (3) 奨学生及び連帯保証人の氏名、住所及びその他重要な事項について変更があったとき。
 - (4) 前条第1項により、奨学金の貸与を休止するとき。
 - (5) 前条第3項により、奨学金の貸与を復活するとき。
 - (6) 前条第5項により、奨学金の貸与を取り消すとき。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、奨学生及び連帯保証人が届け出ることができないときは、在学する学校の長が代わって届出を行うことができるものとする。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は奨学金の貸与を取り消された日から6か月を経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。

なお、理事長が特に認めた場合は、半年賦での返還を認める。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 前項に規定する月賦及び半年賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる額とする。

| 奨 学 金 の 貸 与 額 | | 月 賦 の 額 | 半 年 賦 の 額 |
|------------------|--------------|------------|-----------|
| 100,000円以下 | | 1,700円 | 10,000円 |
| 100,000円を超え | 200,000円以下 | 2,500円 | 15,000円 |
| 200,000円を超え | 300,000円以下 | 3,400円 | 20,000円 |
| 300,000円を超え | 500,000円以下 | 4,200円 | 25,000円 |
| 500,000円を超え | 700,000円以下 | 5,000円 | 30,000円 |
| 700,000円を超え | 800,000円以下 | 5,900円 | 35,000円 |
| 800,000円を超え | 1,000,000円以下 | 6,700円 | 40,000円 |
| 1,000,000円を超え | 1,200,000円以下 | 7,500円 | 45,000円 |
| 1,200,000円を超え | 1,400,000円以下 | 8,400円 | 50,000円 |
| 1,400,000円を超え | 1,600,000円以下 | 9,200円 | 55,000円 |
| 1,600,000円を超え | 2,000,000円以下 | 10,000円 | 60,000円 |
| 2,000,000円を超え | 2,600,000円以下 | 10,900円 | 65,000円 |
| 2,600,000円を超えるもの | | 貸与額の240分の1 | 貸与額の40分の1 |

3 第1項の規定により奨学金を返還しようとするときは、月賦の場合は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学金の貸与を受けた者が指定する預貯金口座振替の方法によるものとし、半年賦の場合は、理事長が発行する返還通知書により、毎年6月30日及び12月31日までに、理事長が指定する預貯金口座に納入するものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座

へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。

- 4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学金の貸与を受けた者の負担とする。
- 5 奨学金の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 6 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

（借用人等の届出）

第14条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けた者が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更するとき。
- (2) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

（返還期限の猶予）

第15条 第13条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (2) 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- (3) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (4) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

（返還の免除）

第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(学校の協力)

第18条 理事長は、奨学生の在学する、又は在学していた学校の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

(実施細目)

第19条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年5月2日から施行する。
- 2 鹿児島県育英奨学資金貸与条例（昭和36年条例第23号）並びに養護施設及び生活保護世帯の児童に対する修学資金貸与条例（昭和37年条例第41号）に基づき、貸費生又は奨学生となっている者は、本財団の奨学資金貸与規程により採用された奨学生とみなし、昭和43年4月分から、奨学金を貸与するものとする。

附 則（昭和60年3月改正）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月改正）

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は、昭和61年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和61年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年3月改正）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、昭和62年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和62年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和63年3月改正）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項の規定は、昭和63年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和63年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年3月改正）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成元年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成元年3月31日以前に奨学生と

して採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年3月改正）

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成3年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成3年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成4年3月改正）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度に短期大学奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「短期大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成4年度に短期大学に入学した者で貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校等又は短期大学」とする。

附 則（平成5年3月改正）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に産業教育振興奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成5年度に大学に入学した者で産業教育振興奨学金の貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校又は大学」とする。
- 3 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成5年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成5年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年3月改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成7年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成7年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成9年3月改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成9年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成9年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年3月改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第16条の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採

用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年3月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成13年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成13年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年3月改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条及び第4条第2項並びに第3項の規定は、平成14年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成14年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成15年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成15年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成17年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成17年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第3条の規定は、平成19年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成19年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年1月改正）

この規程は、平成20年1月17日から施行する。

附 則（平成20年3月改正）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年8月改正）

この規程は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成21年3月改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月改正）

この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年4月改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条第1号、第3条第1号及び第4条第2項の規定は、平成26年4月1日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成26年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第14条第3項の規定は、平成26年4月1日以降に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し、平成26年3月31日以前に奨学金の返還を開始している者については、なお従前の例により返還することができる。
- 4 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第17条の規定は、平成26年4月1日以降に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについて適用し、平成26年3月31日以前に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程は、平成31年4月1日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成31年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年4月改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 左 欄 | 右 欄 |
|--|--|
| 鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校 | 薩摩川内市（里中，上甕中，海陽中，海星中及び鹿島中を除く。），さつま町，出水市，阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校 |
| 鹿児島県立霧島高等学校 | 伊佐市，霧島市，始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中，吉田南中，祁答院中及び輝北中 |
| 鹿児島県立曾於高等学校 | 曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校 |
| 鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校 | 西之表市，中種子町，南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校 |
| 鹿児島県立徳之島高等学校 | 奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。），龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町の区域内にある中学校 |